

西濃用水第三期農業水利事業 揖東用水路白石川サイホン工事

現場説明事項（第2回変更）

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

- (1) ～ (3)

（変更なしにつき省略）

(4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(5) ～ (16)

(変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。

4) 契約に係る事項

別紙のとおり。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年8月31日12時までに書面（電子メール可）をもって東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所工事課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年8月31日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「管水路工事」、積算体系年月は「令和7年3月」、適用単価期は「令和7年5月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)－2」、地域区分は「岐阜(1)」、地区区分は「揖斐」を適用している。

2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

3. 建設資材廃棄物について

特別仕様書第9章3. 建設資材廃棄物等の搬出に記載されている処理施設は、積算上の条件明示であり、処理場を指定するものではない。

4. 建設発生土の運搬について

特別仕様書第5章7. に示す建設発生土仮置場までの運搬距離は、仮設ヤードから2.1kmを見込んでいる。

5. 上流制水弁室工における土留めについて

(削除)

6. 揖斐川町の上水道について

(削除)

7. 推進工法における最大礫径について

(削除)

8. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 積算上の工期について

本工事の積算上の工期は、令和7年9月9日～令和9年3月30日(568日間)としている。

10. 月標準稼働日数について

本工事の月標準稼働日数は、管推進工、内挿管挿入工、裏込め充填工は19日、それ以外の作業は16日を想定している。

11. 再生砕石を管体基礎工として使用するにあたっての留意事項

特別仕様書「第8章1の8) 骨材」の再生クラッシュランを管体基礎工として使用するにあたっては、以下に留意することとする。

(1) 「異物等が含まれていないこと」とは、「目視で異物等が確認できないこと」とする。

(2) 受注者が見本又は資料の提出に際して行う異物等の確認については、本工事現場から40km範囲内の再資源化施設を対象とする。

(3) 見本又は資料を提出し、監督職員の承諾が得られた再生砕石については、「コンクリート用再生骨材 H (JIS A 5021) 付属書 B の不純物量試験方法」による試験成績書を監督職員に提出するものとする。

なお、試験に要する費用は設計変更の対象とする。

(4) 現地搬入段階における監督職員の立会確認は、現地初回搬入時に行うものとする。

(5) 監督職員の立会確認の結果、異物等が含まれると確認された再生砕石は、使用してはならない。

また、施工中において異物等が確認された場合には、「共通仕様書第 1 編 2 - 1 - 3 材料の試験及び検査」によるものとする。

(6) RC-40 の単価は、2,150 円/m³ を想定しているが、「第 8 章 1 の 8) 骨材」に示す品質を担保した材料単価ではないため、調達した単価と著しく乖離する場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(7) (2) に示す 40km 範囲内の再資源化施設に異物等を含まない再生砕石がない場合、(4) 及び (5) において監督職員の承諾が得られない場合、(6) において新材砕石より RC-40 が高価となる場合は、管体基礎工に新材砕石を使用するものとする。

(8) 新材砕石を使用する場合は、再生砕石が使用できない理由をまとめた資料・写真を整理し、監督職員に提出することとする。

12. 工事数量表について

(削除)

※下線部は変更箇所